

介護職員等処遇改善加算等について

＜加算算定・補助金対象サービス共通＞

介護職員等処遇改善加算

<加算算定対象サービス共通>

令和7年度の主な変更点

※令和6年度の経過措置の廃止

①月額賃金改善要件

- ・要件Ⅰ：月額賃金改善要件が適用開始となり、新加算Ⅳの加算額の2分の1以上を月給（基本給又は毎月支払われる手当）の賃金改善充てることが必要
- ・要件Ⅱ：（令和7年3月時点で新加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ）旧ベースアップ等加算相当の見込額の2/3以上の新規

②キャリアパス要件

- ・要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）、要件Ⅱ（研修の実施等）、要件Ⅲ（昇級の仕組み等の整備）については、令和7年度内に対応することの誓約で可とする。
- ・要件Ⅴ（改善後の賃金額）の令和6年度の特例廃止の月額賃金改善を行うことが必要

令和7年度の主な変更点

※令和6年度の経過措置の廃止

③職場環境等要件

- ・職場環境等要件として6つの区分ごと充足状況により加算区分に反映される。（令和6年度中の緩和措置廃止。）
- ・加算Ⅰ・Ⅱ：6つの区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組むとともに、情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。
- ・加算Ⅲ・Ⅳ：6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。
※令和7年度中は年度内に対応することの誓約で可。
※「介護人材確保・職場環境改善等事業」を申請している場合は、要件を満たすものとする。

④加算区分

- ・令和6年度の経過措置（激減緩和措置）として設けられた加算Ⅴ(1)～加算Ⅴ(14)の区分が廃止。
- ・現在、加算Ⅴ(1)～(14)を算定している事業所は、加算Ⅰ～Ⅳへの変更が必要。

加算算定にあたって

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中
— 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容
「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」について
計64枚（本紙を除く）

Vol.1353
令和7年2月10日
厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線3938)
FAX : 03-3595-4010

(厚労省HP)

[介護職員の処遇改善 | 厚生労働省
\(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

○相談窓口（外部）

介護職員等処遇改善加算等厚生労働省相談窓口

電話番号:050-3733-0222

(受付時間:9時00分～18時00分（土日含む）)

令和7年度介護職員等処遇改善加算算定に係る届出

〈提出書類〉

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
及び体制等状況一覧表（体制届）

○ 令和7年4月又は5月から新規に加算算定を開始
する場合又は加算の区分を変更する場合。

→該当する事業所は、体制届の提出が必要となります。

（計画書に記載の島根県所管の事業所全てについて、
別紙2と体制状況一覧表を提出）

提出期限

・居宅系サービス：算定を開始する月の前月15日

・施設系サービス：算定を開始する月の1日

※加算Ⅴ(1)～(14)の加算区分は廃止されます。

必ず加算Ⅰ～Ⅳの体制届を提出してください。

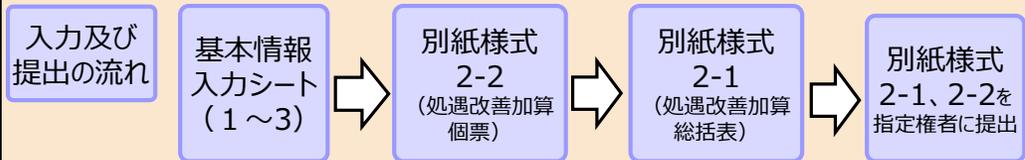
令和7年度介護職員等処遇改善加算算定に係る届出

〈提出書類〉

② 処遇改善加算等計画書

- ・介護職員等処遇改善計画書（別紙様式2）

※介護人材確保・職場環境改善等事業補助金の計画書と一体化されています。



提出期限

- 令和7年4月～5月に算定を開始・継続する場合
 - ・令和7年4月15日（火）
- 令和7年6月以降に算定を開始する場合
 - ・算定開始月の前々月末日まで

令和7年度介護職員等処遇改善加算算定に係る届出

〈提出方法〉

○しまね電子申請サービス

・介護職員等処遇改善加算及び介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出について

〈<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/kaizen2025/door>〉

※原則として「しまね電子申請サービス」による提出となります。
「しまね電子申請サービス」による提出が困難な場合はご相談ください。

留意事項

指定権者が県以外の事業所に係る届出

○各指定権者あて提出

複数の事業所を一括して作成する場合も同様

(該当する全ての指定権者に届け出る必要あり)

○事業所の一覧を指定権者別に分けて一括作成となったため、実質は同じものを各指定権者に届け出ることで足りる。

○県以外の指定権者への提出方法、提出部数等については、各指定権者に確認してください。

介護人材確保・職場環境改善等補助金

＜補助金対象サービス共通＞

事業内容等について

●事業内容

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護職場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援として本事業を実施します。

●補助要件

- (1) 介護職員等処遇改善加算（1、2、3又は4）を算定していること。
- (2) 職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組を計画又は既に実施していること
 - ①介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - ②業務改善活動の体制構築
 - ③業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

事業内容等について

●補助対象期間（基準月）

令和6年12月

※12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、事業所の判断で、令和7年1月、2月又は3月サービスを基準月とすることもできます。

●補助対象経費

(1) 人件費改善経費

(2) 職場環境改善経費

①介護助手を募集するための経費

②職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費の経費

③その他の経費（補助要件の1から3の取組を実施するために要する費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用ではないもの（専門家の派遣費用、会議費等））

事業内容等について

●補助金額

交付対象期間中の各月分の補助額は、以下の式により確定することとします。

$$\text{令和6年12月の総報酬} \times \text{サービス類型別交付率} = \text{補助額}$$

<補助金非対象サービス>

(介護予防)訪問看護 / (介護予防)訪問リハビリテーション / (介護予防)居宅療養管理指導 /
(介護予防)福祉用具貸与 / 特定(介護予防)福祉用具販売 / 居宅介護支援 / 介護予防支援

申請について

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御 中
← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容
介護人材確保・職場環境改善等事業の実施
について
計 25 枚（本紙を除く）

Vol.1352
令和7年2月10日
厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3938)
FAX : 03-3595-4010

○相談窓口（外部）

補助金の制度や補助要件などについて

介護職員等処遇改善加算等厚生労働省相談窓口

電話番号:050-3733-0222

（受付時間:9時00分～18時00分（土日含む））

申請について

〈提出書類〉

- ・介護人材確保・職場環境改善等事業計画書

※介護職員等処遇改善加算の計画書と一体化されています



〈提出方法〉

○しまね電子申請サービス

- ・介護職員等処遇改善加算及び介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出について

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/kaizen2025/door>

※原則として「しまね電子申請サービス」による提出となります。
「しまね電子申請サービス」による提出が困難な場合はご相談ください。

〈提出期限〉

- ・令和7年4月15日（火）